

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 577 条の 2 第 5 項において、則第 12 条の 5 第 1 項に規定する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 3 第 1 項の危険性又は有害性等の調査をしなければならない物等（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果を 5 年間保存しなければならないことを定めている。また、則第 577 条の 2 第 11 項において、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に記録し、当該記録を 3 年間保存しなければならないことを定めている。
- リスクアセスメント対象物のうち、則第 577 条の 2 第 5 項に規定するがん原性物質（以下単に「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、同項及び同条第 11 項において、当該労働者の健康診断の結果及びばく露の状況等の記録の保存期間を 30 年と規定している。
- がん原性物質と同様に晩発性の健康障害等を与える可能性がある特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 4 に規定する特別管理物質等については、特化則第 36 条第 3 項等において記録等の 30 年間の保存を義務付けているとともに、これらの記録等が事業廃止によって散逸しないよう、特化則第 53 条において、事業廃止時の対象記録等の所轄労働基準監督署長への提出に関する規定が設けられているが、がん原性物質については、現状、事業者が事業を廃止する場合の当該記録等の取扱いが規定されていないことから、事業廃止時に対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設けるものである。
- また、則第 594 条の 2 第 1 項において、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、一部の業務（※1）を除き、不浸透性の保護衣等の適切な保護具を使用させなければならないと定めており、皮膚等障害化学物質等のうち皮膚刺激性有害物質及び皮膚吸収性有害物質については、その定義を通達によりそれぞれ以下のとおり示しているところである。
  - （1）皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質とし、次の①又は②のいずれかに該当するもの。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。
    - ① 国が公表する GHS 分類（※2）の結果、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されているものに該当する化学物質
    - ② 法第 57 条の 2 に基づき事業者より提供された通知（SDS（安全データシート）等）に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損

傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものに該当する化学物質

(2) 皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であり、「経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報がある物質」等の要件に該当するもの(通達の別表で具体的な物質名を記載)。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

○ このうち、(1)の①については、現行の運用では国によるGHS分類結果の公表時に即時、皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されることとなっているが、事業者がSDSの作成やリスクアセスメント等を行うためには一定の時間を要することから、十分な準備期間を設ける必要がある。そのため、皮膚等障害化学物質等と同様に事業者措置を義務付けているがん原性物質については、則第577条の2第5項に基づき、厚生労働大臣の定める告示(労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(令和4年厚生労働省告示第371号))に規定していることも踏まえ、(1)及び(2)の皮膚等障害化学物質等についても同様に、厚生労働大臣の定める告示に規定する。

(※1) 法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務

(※2) GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム。国連文書として定められている。)に基づく化学品の分類方法に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類

## 2 改正の概要

(1) がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に係る健康診断の結果やばく露の状況等の記録について、事業者が事業を廃止する場合に、所轄労働基準監督署長に提出する規定を則に新たに設ける。

(2) 則第594条の2を改正し、皮膚等障害化学物質等に該当するものについて、厚生労働大臣の定める告示に規定することとする規定を設ける。

## 3 根拠法令

法第27条第1項及び第100条第1項

## 4 施行期日等

公布日：令和7年10月上旬(予定)

施行期日：令和8年1月1日